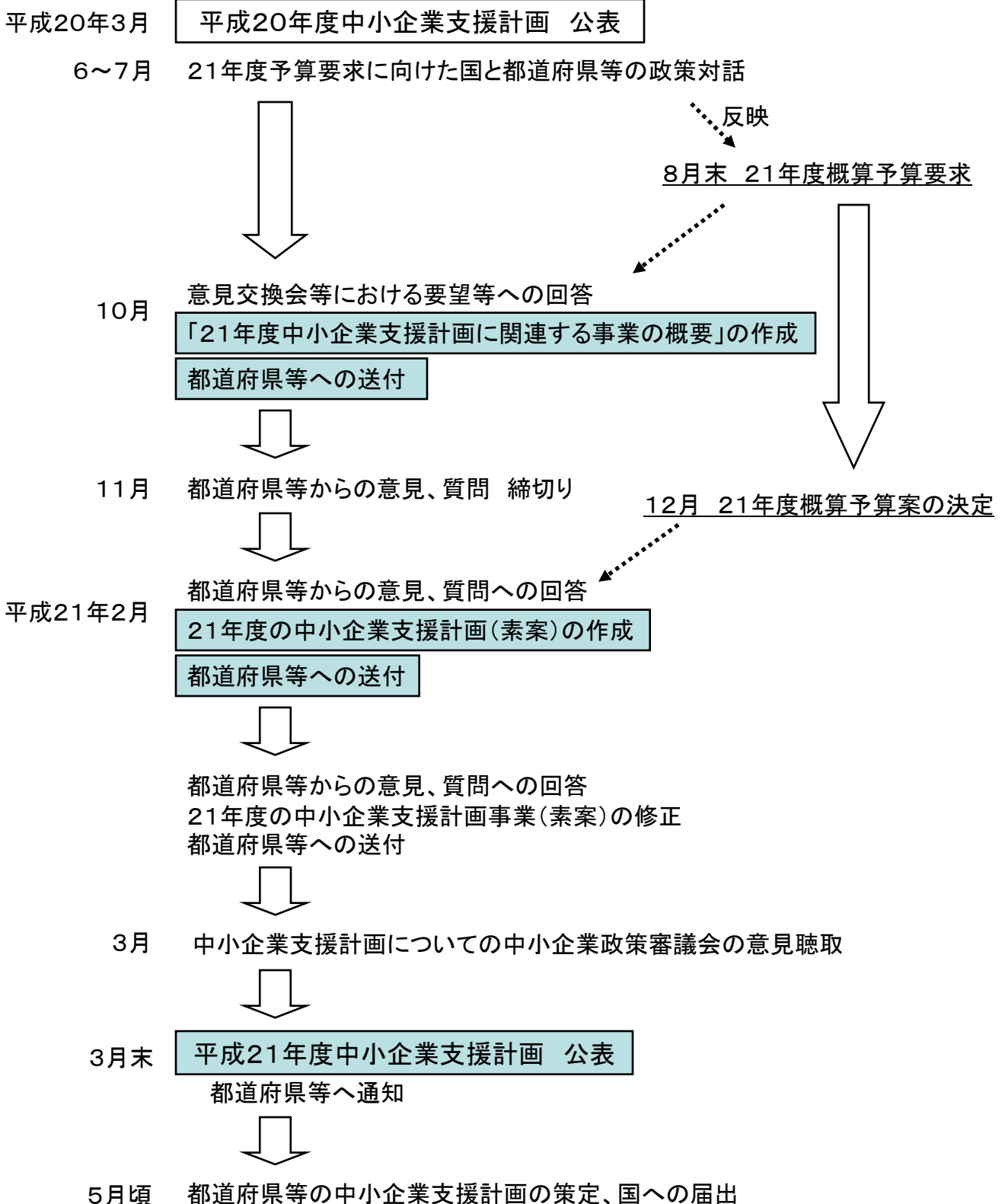


平成21年度中小企業支援計画の作成手順

平成20年度から中小企業支援計画の作成に当たっては、都道府県等の支援計画及びこれに関する意見等が、国の次年度以降の支援施策や予算措置等の検討に反映させるよう国と都道府県等との「対話と協力」という基本的な考え方の下、都道府県等との意見交換会等を実施している。（作成手順は以下のとおり）



〈参考〉

1. 中小企業支援計画の位置付け

中小企業支援法に基づき、国、都道府県（政令市を含む。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う※中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するため、毎年、国及び都道府県で定めることとなっている。

支援計画の対象とする事業は以下5項目である。

※中小企業支援事業（中小企業支援法第3条第1項）

- 一 中小企業者の経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業
- 二 中小企業者の技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業
- 三 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業
- 四 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業
- 五 中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

2. 中小企業施策における環境変化

- ① 国の中小企業関連予算は、いわゆる「三位一体の改革」により、18年度において都道府県向けの予算（小規模企業等活性化補助金 169億円）が廃止された。
- ② 国の事業については、平成20年6月20日の地方分権改革推進要綱により、「国が個別企業に対して行う直接支援は、地方の行うことができない全国レベルの先端的なモデル事業など全国視点に立った事業に限定する。独立行政法人中小企業基盤整備機構の行うベンチャー育成事業についても同様の視点から、全国視点に立った事業に限定する。」とされている。